



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）…………… 1
- 指定管理者の指定（女性力・ダイバーシティ推進課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 1

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 2
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）…………… 2

監査委員事項

- 定期監査結果の公表…………… 3
- 財政的援助団体等監査結果の公表…………… 4

告 示

沖縄県告示第25号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 糸満市西崎町四丁目2番の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

沖縄県告示第26号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第6条第1項の規定により、沖縄県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体
代表者 株式会社かりゆしエンターテイメント 恩納村字名嘉真2591番地の1
公益財団法人おきなわ女性財団 那覇市西3丁目11番1号
- 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

沖縄県告示第27号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年1月28日から同年2月11日まで宮古島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市平良字西仲宗根554番地3 久高勇光、宮古島市平良字久貝1002番地1
1ラットウーガ203 江川恵輔
- 2 加入区 平良加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 宮古島漁業協同組合

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和7年1月28日から同年5月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済文化局産業振興課において縦覧に供する。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 令和6年12月25日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターさくもと浦添店 浦添市牧港一丁目1216番13号
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号 代表取締役 佐久本嘉幸
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号 代表取締役 佐久本嘉幸
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年10月1日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,712平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 213台
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 40台
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 75.5平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 30立方メートル
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時、閉店時刻 午後8時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後9時まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後9時まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済文化局産業振興課において縦覧に供する。）
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和7年1月28日から同年5月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ向陽高校前店 八重瀬町字長毛368番地1ほか6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- 3 届出年月日 令和6年12月16日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 (仮称)ドラッグストアモリ八重瀬町長毛店 八重瀬町字長毛トীগマー原375番1ほか
変更後 ドラッグストアモリ向陽高校前店 八重瀬町字長毛368番地1ほか6筆
- 5 変更の年月日 令和6年10月10日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和7年1月28日から同年5月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ向陽高校前店 八重瀬町字長毛368番地1ほか6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- 3 届出年月日 令和6年12月16日
- 4 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の数 入口1か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。)
- 5 変更する年月日 令和6年12月17日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

令和7年1月28日

沖縄県監査委員 渡 嘉 敷 道 夫
沖縄県監査委員 川 畑 順 義
沖縄県監査委員 又 吉 清 義

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、学校法人カトリック学園ほか27団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

令和7年1月28日

沖縄県監査委員	渡	嘉	敷	道	夫
沖縄県監査委員	川	畑	順	義	
沖縄県監査委員	又	吉	清	義	

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

令和5年度定期監査の結果報告書

令和5年度定期監査の結果報告書

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	7
第3 監査所見	12
第4 部局別の指摘事項	
【各局局共通】	16
【知事公室】	18
【総務部】	18
【環境部】	19
【生活福祉部】	19
【こども未来部】	20
【生活福祉部、こども未来部】	20
【保健医療介護部】	20
【農林水産部】	20
【商工労働部】	20
【文化観光スポーツ部】	21
【土木建築部】	22
【企業局】	23
【病院事業局】	23
【教育庁・教育機関】	25
【警察本部・警察署】	25

<工事にに関する事項>

第1 監査の概要	26
第2 監査の結果及び所見	27

令和7年1月

沖縄県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

(1) 監査対象年度 令和5年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。

(2) 監査実施期間

ア 実地監査 令和6年1月16日から同年8月28日まで

イ 書面監査 令和6年7月8日から同年9月30日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

(1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。

(2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。

(3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 未収金の債権管理について
- (2) 会計年度任用職員の給与の支給について

4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

- (1) 実地監査
監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
- (2) 書面監査
監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

別表1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事室	9	9	9	0
総務部	17	17	17	0
企画部	9	9	9	0
環境部	6	6	5	1
生活福祉部	11	11	11	0
子ども未来部	8	8	8	0
保健医療介護部	18	18	18	0
農林水産部	43	43	41	2
商工労働部	13	13	12	1
文化観光スポーツ部	8	8	8	0
土木建設部	23	23	23	0
出納事務局	2	2	2	0
企業事業局	10	10	8	2
病院事業局	10	10	10	0
教育庁・教育機関	104	104	61	43
警察本部・警察署	48	48	40	8
事務局・委員会	8	8	8	0
合計	347	347	290	57

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
総合教育センター	令和6年2月16日	南部農林高等学校	令和6年1月24日
県立図書館	" 1月16日	美来工科高等学校	" 3月11日
" 3月12日	" 3月19日	浦添工業高等学校	" 1月30日
理蔵文化財センター	" 1月19日	" 4月24日	" 3月10日
辺土名高等学校	" 1月17日	那覇工業高等学校	" 1月25日
" 2月13日	" 2月2日	" 5月20日	" 4月24日
" 2月1日	" 1月18日	南部工業高等学校	" 1月18日
" 5月13日	" 2月9日	宮古工業高等学校	" 2月9日
本部高等学校	" 2月1日	具志川商業高等学校	" 2月2日
" 3月15日	" 3月5日	中部商業高等学校	" 3月5日
名護高等学校	" 1月17日	浦添商業高等学校	" 1月31日
" 2月13日	" 1月30日	名護商工高等学校	" 1月30日
具志川高等学校	" 1月26日	沖繩盲学校	" 2月21日
" 3月21日	" 2月21日	はなさき支援学校	" 1月23日
与勝高等学校	" 1月26日	大平特別支援学校	" 2月19日
美里高等学校	" 2月1日	八重山特別支援学校	" 2月9日
球陽高等学校	" 1月24日	泡瀬特別支援学校	" 2月7日
" 3月21日	" 3月15日	沖繩高等特別支援学校	" 4月24日
普天間高等学校	" 1月31日	那覇高等特別支援学校	" 1月31日
西原高等学校	" 1月23日	那覇西高等学校	" 1月25日
陽明高等学校	" 1月25日	開那高等学校	" 2月21日
" 2月21日	" 2月9日	南風原高等学校	" 2月2日
浦添高等学校	" 1月23日	与勝緑が丘中学校	" 1月26日
" 2月19日	" 2月7日	球陽中学校	" 1月24日
那覇高等学校	" 1月19日	開那中学校	" 3月21日
" 2月28日	" 1月31日	名護高等学校附属中学校	" 1月19日
那覇西高等学校	" 1月19日	名護高等学校	" 1月17日
" 2月15日	" 2月21日	宮古高等学校	" 2月13日
開那高等学校	" 1月19日		
南風原高等学校	" 2月2日		
豊見城高等学校	" 1月24日		
" 2月28日	" 1月24日		
向陽高等学校	" 1月18日		
糸満高等学校	" 2月15日		
宮古高等学校	" 2月6日		
" 3月5日	" 3月5日		

教育庁・教育機関

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
教育庁・教育機関		名護商工高等学校	令和6年1月17日
		沖繩盲学校	" 3月15日
		はなさき支援学校	" 1月26日
		大平特別支援学校	" 3月11日
		八重山特別支援学校	" 1月31日
		泡瀬特別支援学校	" 3月19日
		沖繩高等特別支援学校	" 1月23日
		那覇高等特別支援学校	" 2月19日
		那覇西高等学校	" 2月9日
		開那高等学校	" 2月7日
		南風原高等学校	" 4月24日
		与勝緑が丘中学校	" 1月31日
		球陽中学校	" 1月25日
		開那中学校	" 2月21日
		名護高等学校	" 2月2日
		宮古高等学校	" 1月26日
			" 1月24日
			" 3月21日
			" 1月19日
			" 1月17日
			" 2月13日

教育庁・教育機関

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本部各課	令和6年6月25日～28日	議会事務局	令和6年6月3日
与那原警察署	" 8月7日	"	" 8月28日
沖繩警察署	" 2月6日	監査委員事務局	令和6年4月23日
うるま警察署	" 5月14日	人事委員会事務局	令和6年6月7日
" 2月6日	" 2月6日	労働委員会事務局	" 8月28日
" 4月15日	" 4月15日	"	"
" 2月9日	" 2月9日	"	"
石川警察署	" 2月9日	選挙管理委員会	令和6年5月21日
" 4月11日	" 4月11日	"	" 8月27日
名護警察署	" 2月8日	海浜区漁業調整委員会事務局	令和6年7月22日
" 5月13日	" 5月13日	"	" 8月26日
本部警察署	" 2月8日	内水面漁場管理委員会事務局	令和6年7月22日
" 4月18日	" 4月18日	"	" 8月26日
宮古島警察署	" 2月7日	収用委員会事務局	令和6年6月17日
" 5月15日	" 5月15日	"	" 8月22日

注：1 監査対象機関は、令和6年4月1日現在で表記している。
 2 監査実施期日欄の日付が二桁書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

別表3

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

部局名	監査実施機関
環境部	動物愛護管理センター
農林水産部	海洋深層水研究所 家畜衛生試験場
商工労働部	大阪事務所
企業局	久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
教育庁・教育機関	離島児童生徒支援センター 宜野座高等学校 石川高等学校 前原高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 コザ高等学校 北谷高等学校 北中城高等学校 宜野湾高等学校 首里高等学校 那覇国際高等学校 真和志高等学校 豊見城南高等学校 知念高等学校 八重山農林高等学校 美里工業高等学校 北部農林高等学校 八重山農林高等学校 八重山工業高等学校 沖繩工業高等学校 八重山商工高等学校 那覇商業高等学校 沖繩ろう学校 沖繩水産高等学校 宮古総合美業高等学校 西崎特別支援学校 名護特別支援学校 美咲特別支援学校 鳥尻特別支援学校 鏡が丘特別支援学校 (浦添分校を含む。) 那覇特別支援学校 那覇みらい支援学校 森川特別支援学校 やえせせ高等支援学校 中部農林高等支援学校
警察本部・警察署	警察学校 那覇警察署 豊見城警察署 糸満警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 八重山警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、指摘事項として掲記する。

指摘事項の概要は、次のとおりである。
指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算の執行が適正でなかったもの	1	保健医療総務課
計	1	

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの(各部局共通)	1	北部保健所 中部保健所 建築指導課 (3機関)
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	16	税務課 管財課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 名護県税事務所 那覇県税事務所 環境整備課 保護・援護課 障害福祉課 自動車税事務所 女性・ダイバーシティ推進課 こども家庭課 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 中央児童相談所 コザ児童相談所 農政経済課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 交通指導課 (25機関)
国庫補助事業の実績報告に係る事務が適正でなかったもの	1	子育て支援課
歳入科目が適正でなかったもの	1	労働政策課
調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの	2	南部土木事務所 空港課 (2機関)
診療報酬の請求に係る事務が適正でなかったもの	1	南部医療センター・こども医療センター
督促状を発行していないかつたもの	1	宮古病院
医薬未収金の徴収に努力を要するもの	1	経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精神病院 (7機関)
現金の管理体制が適正でなかったもの	1	宮古病院
計	25	

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの(各部局共通)	1	統計課 環境保全課 衛生環境研究所 総務企画課 議会事務局 観光政策課 (6機関)
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの(各部局共通)	1	医療政策課 感染症対策課 産業政策課 首里城復興課 (4機関)
不経済な支出を行っていたもの(各部局共通)	1	基地対策課 コザ児童相談所 農政経済課 北部土木事務所 南部土木事務所 (5機関)
支払が遅延していたもの(各部局共通)	1	東京事務所 宮古福祉事務所 (2機関)
期末手当が過払いとなっていたもの(各部局共通)	1	営農支援課 住宅課 (2機関)
予算執行に係る事務が適正でなかったもの	1	道路管理課
通動手当に係る再認定が適正でなかったもの	1	八重山病院
時間外勤務手当及び休日勤務手当が不足払いとなっていたもの	1	宮古病院
旅費が不足払いとなっていたもの	1	那覇西高等学校
計	9	

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの(各部局共通)	1	工業技術センター 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 真志川高等学校 沖縄盲学校 中部土木事務所 (6機関)
契約に定める手続が適正でなかったもの(各部局共通)	1	職厚生課 住宅課 名護商工高等学校 (3機関)
予定価格を提示して契約を締結していたもの	1	計量検定所
契約期間の始期を遡って変更していたもの	1	博物館・美術館
入札手続が適正でなかったもの	4	中部土木事務所 南部土木事務所 下水道事務所 (3機関)

